

京都大学大学院医学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(研究科長)</p> <p>第2条 医学研究科に、研究科長を置く。</p> <p>2 研究科長は、医学研究科又は医学部附属病院の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることができない。</p> <p>4 研究科長は、医学研究科の校務をつかさどる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(附属教育研究施設)</p> <p>第7条 医学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。</p> <p>動物実験施設                      先天異常標本解析センター                      総合解剖センター  <u>高次脳機能総合研究センター</u>                      ゲノム医学センター                      医学教育推進センター</p> <p>2 附属の教育研究施設に長を置き、医学研究科又は医学部附属病院の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 附属の教育研究施設の長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 附属の教育研究施設の長は、当該教育研究施設の業務をつかさどる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(研究科長)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 }                      3 研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き<u>3年</u>を超えることができない。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>(附属教育研究施設)</p> <p>第7条 医学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。</p> <p>動物実験施設                      先天異常標本解析センター                      総合解剖センター  <u>脳機能総合研究センター</u>                      ゲノム医学センター                      医学教育推進センター</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }                      4 }</p> <p>附 則                      この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p>